第３７号様式(第３条関係)

**景観チェックシート（市役所前さくら通り地区　景観形成重点地区）⑦【工作物（ⅹ）】**

**（ⅹ）屋外広告物**

**＜景観形成の方針（地域区分：まちの地域）＞**

商業地、工業地、住宅地などの都市機能の集積状況や都市基盤の整備状況などに応じ、市街地の特性やまとまりを生かした、にぎわいや個性あふれる景観形成を目指します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **＜工作物の景観誘導指針（地域区分：まちの地域）＞** | | | | |
| 項目 | 配慮事項 | 該当の有無 | | 景観形成のために配慮した事項 |
| 有り | 無し |
| 配置 | 歴史的建造物や地域のシンボルとなっている景観資源への影響や景勝地からの見え方に十分に配慮した配置及び形態・意匠とする。 | □ | □ |  |
| 形態・意匠 | 建築物と一体的なデザインとする。 | □ | □ |  |
| 住宅地における擁壁は、高さを抑える、勾配を持たせる、ひな壇とする、前面に植栽をするなどの工夫により、圧迫感を軽減させる。 | □ | □ |  |
| 大規模な擁壁(見付面積１００㎡以上)は、周辺に与える影響を軽減させ、中・遠景の見え方に配慮した仕上げや緑化を行う。 | □ | □ |  |
| 色彩 | 面的な広がりを持つ工作物は、暖色系色相の低・中彩度色を基本とする。 | □ | □ |  |
| 柱状の工作物は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色を基本とする。 | □ | □ |  |
| 商業地を除き、アクセントカラーは使用しない。 | □ | □ |  |
| その他 | 過激な光の拡散や点滅の激しいネオン等の使用は避ける。 | □ | □ |  |
| 航空法に基づき、鉄塔等に赤白の色彩を施すものは、市長と別途協議を行うこと。 | □ | □ |  |

備考

該当する□にチェックしてください。

**＜市役所前さくら通り地区　景観形成重点地区全体の方針＞**

集い、くつろぎ、訪れたくなる　さくら並木の景観を育てる

**＜市役所前さくら通り地区　工作物（ⅹ）の景観誘導基準＞**

**（ⅹ）屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基　　　準 | 該当の有無 | | 景観形成のために配慮した事項 |
| 有り | 無し |
| 共通事項 | 屋外広告物等の表示及び設置に当たっては、桜並木の景観に配慮するとともに、建築物のデザイン及び街並みの連続性に配慮する。 | □ | □ |  |
| 屋外広告物等の数や大きさは、可能な限り最小限とし、設置位置、形態・意匠、表示内容等に充分に配慮する。 | □ | □ |  |
| 屋外広告物等の色彩は、街並みから突出しないよう高彩度色の使用や組み合わせを控えるとともに、色数を抑えるなど工夫する。 | □ | □ |  |
| 屋外広告物等に光源を使用する場合は、激しい動光・点滅等をするものを使用しない。 | □ | □ |  |
| 交差点など視線が集まりやすい場所に面して設置する屋外広告物等は、魅力ある景観形成に配慮する。 | □ | □ |  |
| 壁 面 利 用  広 告 物 | 同一の壁面で、同一内容の情報を複数表示しないよう配慮する。 | □ | □ |  |
| ２階以下の高さに設置するよう配慮する。 | □ | □ |  |
| 壁 面 突 出  広 告 物  (そで看板) | ２階以下の高さに設置するよう配慮する。 | □ | □ |  |
| 歩行者空間やオープンスペースに設置する広告物の下端の高さは地上２．５ｍ以上とする。 | □ | □ |  |
| 広 告 塔  ・ 広 告 板 | ２階以下の高さに設置するよう配慮する。 | □ | □ |  |
| 歩行者空間やオープンスペースの創出を妨げない位置に設置とするとともに、歩行者等の通行を阻害しないものとする。 | □ | □ |  |
| 広告旗 | 歩行者空間やオープンスペースの創出を妨げない位置に設置とするとともに、歩行者等の通行を阻害しないものとする。 | □ | □ |  |

備考

該当する□にチェックしてください。